

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 7 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700226号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800011号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年2月29日から昭和41年7月15日まで

私は、請求期間において、A社日本支社から同社本社に派遣され、D国E市の事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間における被保険者記録がない。請求期間においては、D国の社会保障制度に加入していたが、同社日本支社との雇用契約はそのまま継続し、給与の一部も同社日本支社から支払われていたので、当該期間の厚生年金保険の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社の事業主の回答及び請求者から提出された資料により、請求者は、請求期間当時、A社又はB社D国E市の事業所において勤務していたことは確認できるところ、請求者は、請求期間について、給与の一部(F「給費金」)の名目で基本給の三分の一が29か月間支給されていたので、当該期間の厚生年金保険の記録がないことに納得できない旨主張している。

一方、厚生年金保険の被保険者が駐在員として海外へ派遣された場合、厚生年金保険に継続して被保険者となり得る条件について、日本年金機構は、日本にある事業所から指揮命令を受け、その監督の下に労働し、職務内容の拘束を受け、また、労働の対償として報酬を受けていることなど、労務管理全般にわたる実態に基づき判断することとなる旨回答しているところ、C社の事業主は、海外に派遣した社員の労務管理については、派遣先に任せており、派遣する社員の社会保険は、現地の労働許可を得るために、現地の制度に加入することが絶対条件で、現地の社会保険でカバーできることから、被保険者資格を喪失させていたのだと思うと回答及び陳述しており、請求者が給与の一部としているFについてC社の事業主は、日本から支払っていた一部手当が労働の対償としての手当であったかは不明と回答している上、A社、B社及

びC社に在籍していた元人事総務担当者は、Fは、日本に残る家族に支払われるお金、慰安金のようなもので労働の対償ではないと考えていた旨回答及び陳述している。

以上のことから、日本年金機構に、請求者が請求期間に、A社及びB社において厚生年金保険の被保険者となり得るかについて確認したところ、同機構は厚生年金保険の被保険者には該当しない旨回答している。

なお、請求者は、請求期間に事業主から給与の一部は支払われていたが、厚生年金保険料は控除されていなかったと陳述しているところ、C社の事業主並びにA社、B社及びC社に在籍していた元人事総務担当者は、海外派遣期間には厚生年金保険の被保険者資格を喪失させており、当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している上、A社及びB社に勤務していた頃に、海外駐在歴のある複数の同僚も、海外駐在期間には厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されることはなかったと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。